

2013年2月14日  
(平成25年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

部門等における他課に属しない事務〔離職者支援（住宅手当）緊急特別措置事業に係る事務〕に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年1月29日付けで諮問（第536号）された部門等における他課に属しない事務〔離職者支援（住宅手当）緊急特別措置事業に係る事務〕に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

神奈川県幸警察署司法警察員（以下「司法警察員」という。）より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、保健医療福祉課で保有する離職者支援（住宅手当）緊急特別措置事業（以下「住宅手当」という。）受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機

関の裁量に委ねられている場合に該当するため、司法警察員に住宅手当受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 住宅手当受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

一 照会者（1）

- ・住宅手当支給申請書（様式1号）の写し
- ・本人確認書類（運転免許証写し）の写し  
※氏名，生年月日，住所，顔写真，交付状況，免許証番号
- ・離職関係書類（離職状況等に関する申立書（様式住-5））の写し
- ・収入関係書類及び預貯金関係書類（預金通帳の写し）の写し  
※金融機関名，口座番号，名義人，取引状況
- ・住宅手当支給対象者証明書（様式3号）（案）の写し

一 照会者（2）

- ・住宅手当支給申請書（様式1号）の写し
- ・本人確認書類（運転免許証写し）の写し  
※氏名，生年月日，本籍，住所，顔写真，交付状況，免許証番号
- ・離職関係書類（離職状況等に関する申立書（様式住-5））の写し
- ・収入関係書類（給料支払明細書の写し）の写し  
※氏名，労働日数，支給額及び控除額
- ・収入関係書類及び預貯金関係書類（預金通帳の写し）の写し  
※金融機関名，口座番号，名義人，取引状況
- ・住宅手当支給対象者証明書（様式3号）（案）の写し
- ・住宅手当支給決定通知書（様式7号）（案）の写し

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県幸警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の窃盗事件（盗品等関与罪及び窃盗罪）についての被疑者であり、居所が不明である。捜査の過程で入手した物証に住宅手当の決定通知書があり今回の照会に至った。住宅手当の申請に記載または添付された携帯電話番号や預貯金口座等を把握し、その使用履歴等から発見につとめたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報、住宅手当の支給に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

- 資料1 捜査関係事項照会書
- 資料2 照会者（1）の提供書類の写し
- 資料3 照会者（2）の提供書類の写し
- 資料4 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県幸警察署司法警察員であり、本件照会の具体的な必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の窃盗事件（盗品等関与罪及び窃盗罪）についての被疑

者であり、居所が不明である。捜査の過程で入手した物証に住宅手当の決定通知書があり今回の照会に至った。住宅手当の申請に記載または添付された携帯電話番号や預貯金口座等を把握し、その使用履歴等から発見につとめた。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が住宅手当の支給に関する事務に係る個人情報で、他の代替手段が想定しがたいものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上